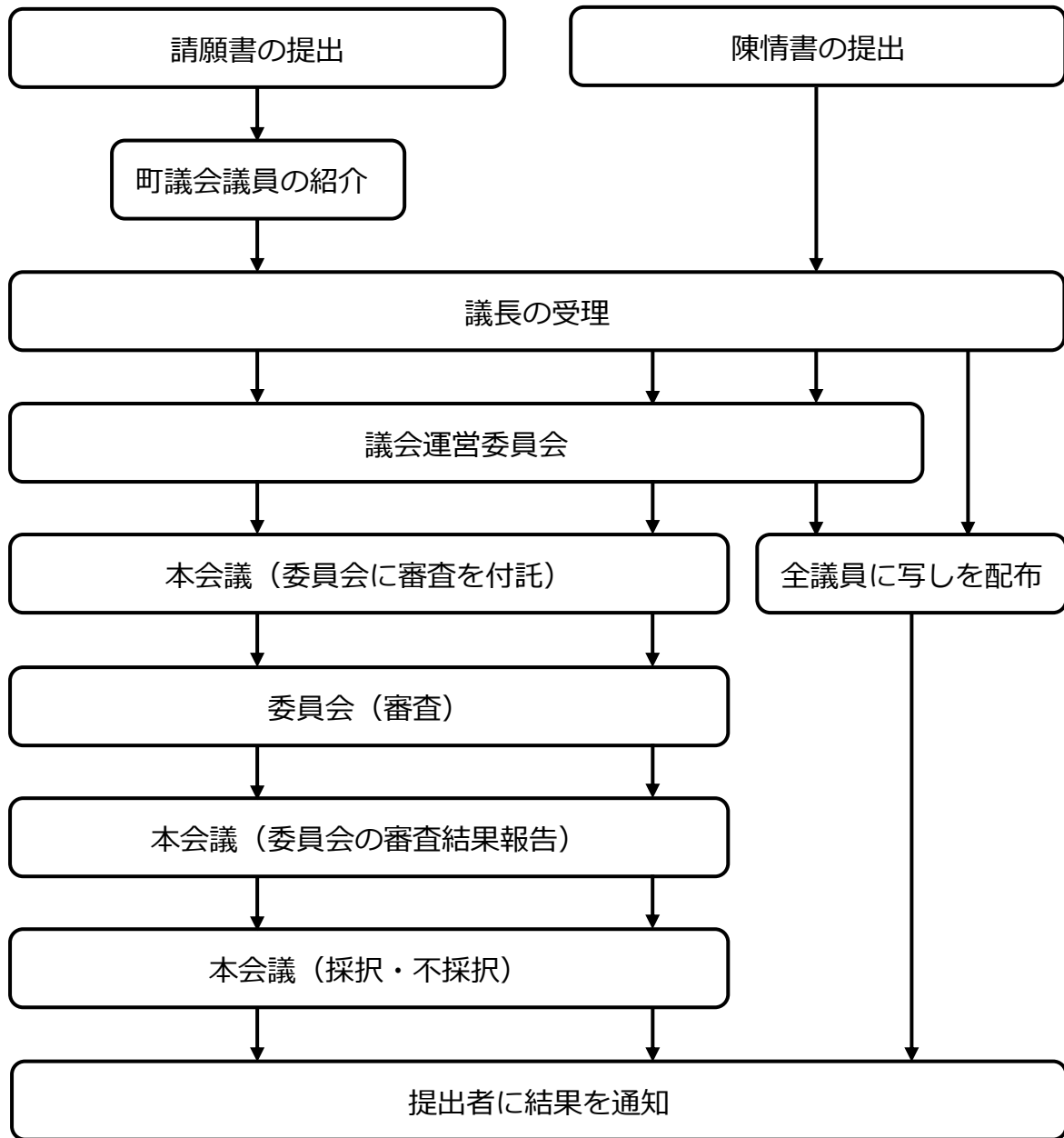


## 請願（陳情）の処理・審査の流れ



- ① 提出された請願（陳情）の内容を議会事務局が確認します。
- ② 議長が受理します。
- ③ 議会運営委員会に諮問し、本会議に上程します。  
なお、陳情は、議長の判断により全議員に配布し内容の周知を図ります。
- ④ 上程された請願（陳情）は、より専門的に審査するために委員会に付託します。
- ⑤ 委員会で、質疑、討論、採決して、取り扱いを決定します。
- ⑥ 本会議で委員会の審査結果を報告し、それに基づき、採択、不採択等を議決します。
- ⑦ 採択された場合は、執行機関へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めます。
- ⑧ 議長は請願（陳情）の提出者に審査等の結果を通知します。